

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2021年4月1日～2022年3月31日

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

昭友商事株式会社 東京都品川区旗の台1丁目8番12号

| | |
|---------------------------|--|
| 派遣労働者数 | 6名（2022年6月24日現在） |
| 派遣先の数 | 3社（2021年度実績） |
| 労働者派遣に関する料金額 | 18,084円（2021年度労働者派遣に関する料金の平均額） |
| 派遣労働者の賃金額 | 12,640円（2021年度派遣労働者の賃金額の平均額） |
| マージン率 | 31.2%（2021年度のマージン率） |
| 雇用安定措置を講じた人数 | 0人（3年間派遣される見込みがある対象者がいなかった為） |
| 教育訓練に関する事項 | ・ビジネスマナー研修 ・機密情報保護研修 ・PC基礎訓練 ・救急車実務研修※（車内点検や装備確認等） ・秘書業務実務研修※ ※印がついている研修につきましては、該当業務に従事する派遣労働者が対象となります。 |
| その他参考事項 | 社会保険完備（加入条件に該当する方）、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用いただけます。 |
| 労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無 | 有 |
| 上記労使協定の有効期間 | 2022年4月1日～2023年3月31日 |
| 上記労使協定の対象となる労働者の範囲 | 全ての派遣労働者 |
| キャリアコンサルティングの相談窓口 | 昭友商事株式会社 本社：03-3784-8280 |

マージン率の内訳につきまして

- ① 健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険などの会社負担分
- ② 研修・教育費用などの教育訓練に関する経費
- ③ 営業担当者、コーディネーターの人件費やオフィス賃貸料、募集広告費
上記すべての費用を差し引いた3%程度が会社の営業利益となります。